

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和6年10月23日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2400296 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 2400054 号

## 第 1 結論

- 1 請求者のA社における平成 19 年 5 月 1 日から平成 23 年 9 月 1 日までの期間、平成 24 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間、同年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間及び平成 26 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の第 1 欄に掲げる月ごとに、同表の第 2 欄に掲げる標準報酬月額から第 6 欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成 19 年 5 月から平成 23 年 8 月まで、平成 24 年 6 月、同年 11 月及び平成 26 年 5 月から同年 8 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 19 年 5 月から平成 23 年 8 月まで、平成 24 年 6 月、同年 11 月及び平成 26 年 5 月から同年 8 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (別表の第 2 欄に掲げる訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成 19 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間、平成 23 年 9 月 1 日から平成 24 年 6 月 1 日までの期間、同年 7 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間、同年 12 月 1 日から平成 26 年 5 月 1 日までの期間、同年 9 月 1 日から平成 28 年 8 月 1 日までの期間及び同年 9 月 1 日から平成 29 年 1 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の第 1 欄に掲げる月ごとに、同表の第 2 欄から第 7 欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成 19 年 4 月、平成 23 年 9 月から平成 24 年 5 月まで、同年 7 月から同年 10 月まで、同年 12 月から平成 26 年 4 月まで、同年 9 月から平成 28 年 7 月まで及び同年 9 月から同年 12 月までの訂正後の標準報酬月額 (別表の第 2 欄に掲げるオンライン記録の標準報酬月額を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求者のA社における平成 19 年 5 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間、平成 20 年 9 月 1 日から平成 21 年 2 月 1 日までの期間、同年 4 月 1 日から平成 23 年 9 月 1 日までの期間、平成 24 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間、同年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間及び平成 26 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の第 1 欄に掲げる月ごとに、上記 1 の訂正後の標準報酬月額 (別表の第 6 欄) から同表の第 7 欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成 19 年 5 月から同年 6 月まで、平成 20 年 9 月から平成 21 年 1 月まで、同年 4 月から平

成 23 年 8 月まで、平成 24 年 6 月、同年 11 月及び平成 26 年 5 月から同年 8 月までの訂正後の標準報酬月額（別表の第 6 欄に掲げる厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

4 その他請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 9 年 4 月 1 日から平成 11 年 10 月 1 日まで  
② 平成 19 年 4 月 1 日から平成 29 年 1 月 1 日まで

A 社に勤務していた期間のうち、請求期間①及び②については、厚生年金保険の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額より低額の届出に基づき決定されており、決定された標準報酬月額に見合う厚生年金保険料より高額な保険料が給与から控除されていたので、当該期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

1 請求期間②のうち平成 19 年 5 月 1 日から平成 23 年 9 月 1 日までの期間、平成 24 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間、同年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間及び平成 26 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、請求者から提出された A 社に係る給与支給明細書、業務協力費支払明細書及び給与明細書（以下「給与明細書等」という。）により、別表の第 3 欄、第 4 欄及び第 5 欄に掲げるとおり、請求期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び当該期間の標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）又は報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれも同表の第 2 欄に掲げる当該期間の標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除をしていたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額若しくは報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 19 年 5 月から平成 23 年 8 月まで、平成 24 年 6 月、同年 11 月及び平成 26 年 5 月から同年 8 月までの標準報酬月額については、給与明細書等により確認できる厚生年金

保険料控除額又は本来の報酬月額から、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第6欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保管期間を経過したため資料がなく不明である旨回答しているが、日本年金機構から提出された平成19年から平成28年までの健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届によると、請求者に係る報酬月額は、給与明細書等で確認できる報酬月額より低い額で届けられていることが確認できるほか、請求者の給与明細書等で確認できる報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の請求期間に係る訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②のうち平成19年4月1日から同年5月1日までの期間、平成23年9月1日から平成24年6月1日までの期間、同年7月1日から同年11月1日までの期間、同年12月1日から平成26年5月1日までの期間、同年9月1日から平成28年8月1日までの期間及び同年9月1日から平成29年1月1日までの期間について、請求者から提出された給与明細書等により、別表の第2欄及び第3欄に掲げるとおり、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額を超えていることが認められる。

したがって、平成19年4月、平成23年9月から平成24年5月まで、同年7月から同年10月まで、同年12月から平成26年4月まで、同年9月から平成28年7月まで及び同年9月から同年12月までの標準報酬月額については、給与明細書等により確認できる本来の報酬月額から、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第7欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（別表の第2欄に掲げるオンライン記録の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間②のうち平成19年5月1日から同年7月1日までの期間、平成20年9月1日から平成21年2月1日までの期間、同年4月1日から平成23年9月1日までの期間、平成24年6月1日から同年7月1日までの期間、同年11月1日から同年12月1日までの期間及び平成26年5月1日から同年9月1日までの期間について、請求者から提出された給与明細書等により、別表の第3欄及び第6欄に掲げるとおり、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額が上記1の厚生年金特例法による記録訂正後の標準報酬月額を超えていることが認められる。

したがって、平成19年5月から同年6月まで、平成20年9月から平成21年1月まで、同年4月から平成23年8月まで、平成24年6月、同年11月及び平成26年5月から同年8月までの標準報酬月額については、給与明細書等により確認できる本来の報酬月額から、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第6欄に掲げる額から同表の第7欄に掲げる額に訂正すること

が必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（別表の第6欄に掲げる訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

4 請求期間②のうち平成28年8月1日から同年9月1日までの期間について、請求者から提出された給与明細書等により確認できる給与から控除された厚生年金保険料に見合う標準報酬月額及び本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから厚生年金特例法による年金記録の訂正をすることができない。

5 請求期間①について、請求者は当該期間の給与明細書等を保管しておらず、A社も賃金台帳等の資料を保管していない旨回答していることから当該期間の厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情もない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 別表

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	(本来の報酬月額が算定できない期間における)報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法(75条本文)訂正後の標準報酬月額
平成19年4月	20万円	30万円	—	20万円	—	30万円
平成19年5月	20万円	30万円	—	26万円	26万円	30万円
平成19年6月	20万円	30万円	—	28万円	28万円	30万円
平成19年7月	20万円	30万円	—	30万円	30万円	—
平成19年8月	20万円	30万円	—	32万円	30万円	—
平成19年9月	20万円	—	34万円	28万円	28万円	—
平成19年10月	20万円	—	32万円	26万円	26万円	—
平成19年11月	20万円	—	36万円	28万円	28万円	—
平成19年12月	20万円	—	41万円	34万円	34万円	—
平成20年1月	20万円	—	47万円	38万円	38万円	—
平成20年2月	20万円	—	36万円	30万円	30万円	—
平成20年3月	20万円	—	50万円	41万円	41万円	—
平成20年4月	20万円	—	50万円	44万円	44万円	—
平成20年5月	20万円	—	41万円	34万円	34万円	—
平成20年6月	20万円	—	44万円	36万円	36万円	—
平成20年7月	20万円	—	50万円	41万円	41万円	—
平成20年8月	20万円	—	53万円	47万円	47万円	—
平成20年9月	20万円	47万円	—	28万円	28万円	47万円
平成20年10月	20万円	47万円	—	41万円	41万円	47万円

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	(本来の報酬月額が算定できない期間における)報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法(75条本文)訂正後の標準報酬月額
平成20年11月	20万円	47万円	—	32万円	32万円	47万円
平成20年12月	20万円	47万円	—	26万円	26万円	47万円
平成21年1月	20万円	47万円	—	38万円	38万円	47万円
平成21年2月及び同年3月	20万円	47万円	—	47万円	47万円	—
平成21年4月	20万円	47万円	—	44万円	44万円	47万円
平成21年5月から平成22年4月まで	20万円	47万円	—	22万円	22万円	47万円
平成22年5月及び同年6月	20万円	47万円	—	24万円	24万円	47万円
平成22年7月	20万円	47万円	—	28万円	28万円	47万円
平成22年8月	20万円	47万円	—	24万円	24万円	47万円
平成22年9月及び同年10月	22万円	56万円	—	24万円	24万円	56万円
平成22年11月	22万円	56万円	—	34万円	34万円	56万円
平成22年12月及び平成23年1月	22万円	56万円	—	24万円	24万円	56万円
平成23年2月	22万円	56万円	—	32万円	32万円	56万円
平成23年3月	22万円	56万円	—	41万円	41万円	56万円
平成23年4月	22万円	56万円	—	36万円	36万円	56万円
平成23年5月	22万円	56万円	—	32万円	32万円	56万円

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額（訂正前）	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	（本来の報酬月額が算定できない期間における）報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法（75条本文）訂正後の標準報酬月額
平成23年6月	22万円	56万円	—	24万円	24万円	56万円
平成23年7月	22万円	56万円	—	30万円	30万円	56万円
平成23年8月	22万円	56万円	—	24万円	24万円	56万円
平成23年9月	28万円	59万円	—	26万円	—	59万円
平成23年10月	28万円	59万円	—	24万円	—	59万円
平成23年11月	28万円	59万円	—	26万円	—	59万円
平成23年12月から平成24年4月まで	28万円	59万円	—	24万円	—	59万円
平成24年5月	28万円	59万円	—	26万円	—	59万円
平成24年6月	28万円	59万円	—	30万円	30万円	59万円
平成24年7月	28万円	59万円	—	26万円	—	59万円
平成24年8月	28万円	59万円	—	24万円	—	59万円
平成24年9月	26万円	56万円	—	24万円	—	56万円
平成24年10月	26万円	56万円	—	26万円	—	56万円
平成24年11月	26万円	56万円	—	28万円	28万円	56万円
平成24年12月	26万円	56万円	—	26万円	—	56万円
平成25年1月から平成26年4月まで	26万円	56万円	—	24万円	—	56万円



第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	(本来の報酬月額が算定できない期間における)報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法(75条本文)訂正後の標準報酬月額
平成26年5月から同年8月まで	26万円	56万円	—	41万円	41万円	56万円
平成26年9月から平成27年7月まで	28万円	47万円	—	28万円	—	47万円
平成27年8月から平成28年7月まで	34万円	41万円	—	34万円	—	41万円
平成28年8月	41万円	41万円	—	41万円	—	—
平成28年9月から同年12月まで	41万円	44万円	—	41万円	—	44万円

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2400303号

厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2400056号

## 第1 結論

請求者のA社における令和2年12月25日の標準賞与額を23万3,000円に、令和3年6月29日の標準賞与額を26万8,000円に訂正することが必要である。

令和2年12月25日及び令和3年6月29日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和2年12月25日及び令和3年6月29日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和38年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 令和2年12月25日  
② 令和3年6月29日

A社から令和2年12月25日と令和3年6月29日に賞与が支給されていたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録になっている。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

事業主から提出された勤怠支給控除一覧表により、請求者は、請求期間①は23万3,000円、請求期間②は26万8,000円の賞与を支給され、それぞれの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和2年12月25日及び令和3年6月29日の賞与に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後(令和5年12月6日受付)に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の令和2年12月25日及び令和3年6月29日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。